

大津市卓球協会会則

(第1章 名称及び事務所)

第1条 本協会は、大津市卓球協会（以下「協会」）と称する。

第2条 協会は、事務所を大津市に置く。

(第2章 目的及び組織)

第3条 協会は、大津市における卓球の推進主体となり、その普及発展並びに会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第4条 協会は、大津市内に在住、在勤、在学する者及び大津市内に拠点をおくクラブで組織する。

(第3章 事業)

第5条 協会は、目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 協会主催の卓球大会の開催並びに各種卓球大会の後援
- (2) 選手強化並びに卓球の普及指導
- (3) 卓球関係功労者の表彰並びに上級機関への上申
- (4) その他必要な事業を行う

(第4章 役員)

第6条 協会に次の役員をおく。

- | | |
|----------|------------|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 3名以内 |
| (3) 理事長 | 1名 |
| (4) 副理事長 | 4名以内 |
| (5) 常任理事 | 若干名 |
| (6) 理事 | 若干名（チーム代表） |
| (7) 監事 | 2名 |

第7条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は協会を統轄し、協会を代表する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 理事長は会長の指揮を受け、会務を総括執行する。
- (4) 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるときはその職務を代理する。
- (5) 常任理事・理事は会務を審議・執行する。
- (6) 監事は協会の会計を監査し、総会にその結果を報告する。

第8条 役員を選任は、次のとおりとする。

- (1) 会長、副会長は、総会で推挙する。
- (2) その他の役員は、総会で選任する。

第9条 役員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

2 任期の途中で推挙または選任された役員の任期は、残任期間とする。

第10条 協会に顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、常任理事会の議を経て会長が委嘱するものとし、主要な会務に関し、会長の諮問にこたえる。

(第5章 会議)

第11条 協会に次の会議をおく。

(1) 総会

(2) 常任理事会

第12条 総会は協会の最高の議決機関であって、協会役員によって構成する。

2 総会は役員の変更、決算の承認及び予算、事業計画の決定、会則の改廃、その他、重要事項について審議決定する。

第13条 常任理事会は総会に次ぐ議決機関であって、常任理事以上の役員で構成し、業務執行について審議決定する。

第14条 各会議は会長がこれを招集し、その議長となる。

第15条 各会議の議決は出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところとする。

(第6章 経費)

第16条 協会の経費は参加料、補助金、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

第17条 協会が主催する卓球大会等は、参加料を徴収する。

2 参加料の額は、総会において定める。

(第7章 会則)

第18条 協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

この会則は、

1983（昭和58）年4月1日から実施する。

1993（平成5）年4月1日一部改正

2016（平成28）年4月1日一部改正

2019（平成31）年4月1日一部改正